

海の京都DMO 京丹後地域本部会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部（以下「地域本部」という。）の会員区分ごとの資格要件、入会手続き、会費の額その他の必要な事項について定めることを目的とする。

第2章 会員

(会員)

第2条 地域本部の会員は、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部規程（以下「地域本部規程」という。）に定めのあるもののほか、その他の規程を厳守し、地域本部の目的達成に必要な義務を負う。

(会員区分ごとの資格要件)

第3条 地域本部規程第7条の規定に基づく会員区分ごとの資格要件は、次表のとおりとする。

会員区分	資格要件	
	個人	法人・団体
正会員	法人及び団体に属さない個人事業者 (個人事業主、自営業者等)	(1) 法人 私法人・公法人（営利法人、公益法人、中間法人、NPO法人等） (2) 団体 任意団体（自治会、町内会、サークル、グループ、組合、協議会等の 権利能力なき社団）
賛助会員	同上	同上
特別会員	同上	同上

(正会員)

第4条 正会員は、地域本部規程第7条第1号に定めるもので、地域本部の活動を遂行できる条件を具備したものであるとする。

2 正会員は、地域本部規程に定めのあるもののほか、地域本部の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享受する。

(賛助会員)

第5条 賛助会員は、地域本部規程第7条第2号に定めるものとする。

2 賛助会員は、一切の表決権並びに被選挙権及び選挙権を有しない。

(特別会員)

第6条 特別会員は、地域本部規程第7条第3号に定めるものとする。

2 特別会員は、一切の表決権並びに被選挙権及び選挙権を有しない。

第3章 入会

(正会員及び賛助会員の入会手続き)

第7条 正会員の入会手続きは、主たる事業所所在地又は居住地住所の支部に所定の入会申込書を提出することによりこれを行うものとする。

2 前項に定める入会申込書の提出は、随時これを行うことができる。

(特別会員の入会手続き)

第8条 特別会員の入会手続きは、地域本部に所定の入会申込書を提出し、理事会の承認によりこれを行うものとする。

2 前項に定める入会申込書の提出は、随時これを行うことができる。

第4章 会費

(会費)

第9条 地域本部規程第9条の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 金10,000円(年額)
- (2) 賛助会員 金2,000円(年額)
- (3) 特別会員 金10,000円(年額)

2 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会の協議において定める。

(会費の納入及び減免)

第10条 会費の納入については、4月1日を基準日として、毎年1回10月までに納入するものとする。

2 入会時期がその年度の10月以降となる会費については、前条に定める額の2分の1の額とし、入会が承認された後、1月以内に納入するものとする。

3 病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、会費を減額又は免除することができる。

第5章 除名及び会員資格の喪失

(理事会への報告)

第11条 地域本部規程第11条に定める行為があったときは、該当する支部長は、実情を調査して、理事会に報告するものとする。

(会費未納会員への勧告等)

第12条 支部長は、会費等を納期までに納入しない会員に対しては、速やかに勧告を行い、理事会に報告しなければならない。

(退会の勧告)

第13条 前条の報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、退会を勧告することができる。

第6章 その他

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会で協議して本部長が別に定める。

附 則 (平成28年6月28日)

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (令和元年5月25日制定 定時総会)

この規程は、令和元年6月5日から施行する。